

2017年7月7日

2016年度「大学院教育研究の向上に関するアンケート」 結果に対する法学研究科の対応について

法学研究科
教員一同

昨年度実施された「大学院教育研究の向上に関するアンケート」にて、院生諸君から寄せられた貴重な意見・要望にできる限り沿えるように、以下のような対応をし、今後の法学研究科の教育研究の向上に努めていきたい。

1. 「指導体制、方法、研究環境」について

2016年度のアンケートでは、オムニバス講義である「法律学特論Ⅸ（現代法律学）」および「商法特論Ⅰ・Ⅱ」について改善の必要があるとのご意見をいただいている。以下、これら科目に関する対応を記す。

① 法律学特論Ⅸ（現代法律学）

オムニバス講義である法律学特論Ⅸ（現代法律学）については、教員によって講義の質に差があるとの指摘がなされた。もとより、オムニバス講義の趣旨は、本研究科へ入学する院生が、必ずしも法学部出身者ばかりではないことから、自らの主たる専攻の法律以外にもさまざまな法律があることを学び、もってその研究上の視野を広げることが目的として開講されているものである。この点、受講生にはほぼなじみのない法律の講義が続くことになり、院生各自の関心領域から大きく外れる法律の講義については、質が低いと感じられることもあるかもしれない。また、各教員の担当コマ数が2コマ程度であることから講義自体が消化不良となっており、それが院生の低評価に繋がっている可能性もある。

いずれにしても、オムニバス講義の開講方式については、教員間でもさまざまな意見があることから、来年度以降の検討課題とさせていただきたい。

② 商法特論Ⅰ・Ⅱ

商法特論については、「ほとんどが会社法に移行しており、受講の意義があまりない」点に改善を求める意見が出された。この意見の趣旨が今ひとつ判然としないが、おそらくは、講義内容として会社法を中心にすべきではないかとの提案であると思われる。

もちろん、商法において会社法が大きな位置を占めることは間違いないが、会社法の内容を理解するためには、商法総則や商行為など商法の基礎を学ぶことも同じように重要であると思料する。いずれにしても、この改善意見については、講義担当者に伝えた上で、来年度以降の講義のカリキュラムに反映させていきたい。

2. 「施設・設備」について

大学院の施設・設備に関しては、とくに改善を必要とする意見は今回出てこなかったものの、懸案として長期にわたって要望されている研究室の24時間開放については、引き続き関係組織に要望を出すなど、その実現に努めていきたい。また、共同研究室のPCについては、今年度の夏休み中に入れ替え予定であるため、これらに関連する不満は入れ替えにより改善するものと思料する。

3. 「その他の意見・要望」について

2016年度のアンケート実施については、多くの院生諸君に回答をいただいた。法学研究科の教育研究の向上のためには、院生諸君の生の声が不可欠であり、今後も引き続きアンケート等の機会があれば積極的な協力をお願いしたい。

以上